

社会福祉法人さつき会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人さつき会(以下、「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員(理事及び監事)及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対する役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長より任命を受け又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の職員が役員の場合には支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、理事長の判断にて実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤(出張)	5,000円

(2) 理事・監事

理事会等会議への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤(出張)	5,000円

(3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤(出張)	5,000円

(その他)

第4条 本規定で運用できない場合は、その都度理事長との協議にて決定するものとする。

(改廃)

第5条 本規定は、評議員会の承認を得て、改廃することができる。

(附則)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。